

災害により被害を受けられた市民の方への各種支援制度 (災害救助法適用)

災害により、り災された方への制度案内です。
 詳しくは各制度の担当課までお問い合わせください。

かほく市

R6.3.5

事項	番号	制度の名称	種別	制度の概要	問合せ先	電話番号	申請に必要なもの
市が発行する証明 生活再建に必要な証明	1	り災証明書(火災以外の場合)	証明書(紙)	火災以外の災害により、り災された方の証明書を発行します ※その他の証明書として災害により被害を受けた事実について市長に届け出た証明(=被災届出証明書)を発行します	税務課	283-1114	・被害を受けた場所が分かる写真 ・本人確認ができる書類
	2	り災届出証明書	証明書(紙)	地震や風水害等における住家以外の不動産又は動産に係る被害の届け出を証明する書面を発行します	税務課	283-1114	・被害を受けた場所が分かる写真 ・本人確認ができる書類
	3	り災証明書(火災の場合)	証明書(紙)	火災により、り災された方の証明書を発行します	予防課	283-3585	
	4	住民票の写し・印鑑証明書の発行	減免	令和6年能登半島地震の被害を受けた方が、生活再建に必要な手続きに利用する住民票等の証明について、交付に係る手数料を免除します。	市民生活課	283-1116	・り災証明書等 ・本人確認ができる書類

事項	番号	制度の名称	種別	制度の概要	問合せ先	電話番号	申請に必要なもの	
経済・生活面の支援	5	災害弔慰金(災害救助法)	給付	災害により死亡された方のご遺族に対して、災害弔慰金を支給します。	健康福祉課	283-7121		
	6	災害障害見舞金(災害救助法)	給付	災害による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障害を受けた場合、災害障害見舞金を支給します。	健康福祉課	283-7121		
	当面の生活資金や生活再建の資金が必要	7	被災者生活再建支援金	給付	災害により居住する住宅が全壊するなど生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して被災者生活再建支援金を支給します。	防災環境対策課	283-7124	り災証明書
		8	災害援護資金(災害救助法)	貸付(融資)	災害により負傷又は住居、家財の損害を受けた方に対して、生活の再建に必要な資金を貸し付けます。	健康福祉課	283-7121	
		9	母子父子寡婦福祉資金貸付金	支払猶予	災害により支払期日の償還を行うことが困難な場合は、1年以内の支払い猶予期間を設けます。	子ども総合センター	283-4320	り災証明書
		10	災害義援金	配分	県・市が募集した義援金を配分します。	会計課	283-7125	り災証明書
	子どもの養育・就学を支援してほしい	11	教科書の支給	現物支給	市内小中学校に就学している児童生徒が、災害により教科書を喪失、き損した場合、教科書を支給します。	学校教育課	283-7136	
		12	文房具、通学用品の支給	現物支給	市内小中学校に就学している児童生徒が、災害により文房具、通学用品(傘、靴、長靴など)を喪失、き損した場合、文房具、通学用品を支給します。	学校教育課	283-7136	り災証明書
		13	学用品、学校給食費の援助	現物支給	市内小中学校に就学している児童生徒が、災害により就学が困難になった場合、学用品(学校で使用するワークブックなど)、学校給食費を援助します。	学校教育課	283-7136	り災証明書又は避難している状況が分かるもの
		14	児童扶養手当の特例措置	給付	被災者に対する児童扶養手当について、所得制限の特例措置を講じます。	こども家庭課	283-7155	り災証明書

経済・生活面の支援	障害者・児がいる世帯を支援してほしい	15	特別児童扶養手当等の特例措置	給付	被災者に対する特別児童扶養手当・障害児福祉手当について、所得制限の特例措置を講じます。	健康福祉課	283-7120	り災証明書
		16	特別障害者手当の特例措置	給付	被災者に対する特別障害者手当について、所得制限の特例措置を講じます。	健康福祉課	283-7120	り災証明書
税金や保険料等の軽減や支払猶予等をしてほしい		17	災害により被害を受けた場合の市税の減免等	減免・課税標準の特例・猶予	・災害により被害を受けた方は、市税について、被害の程度に応じて減免や課税標準の特例措置が受けられる場合があります。 ・災害により被害を受け、市税を一時に納税することができない方は、市税について徴収猶予等の措置が受けられる場合があります。	税務課	283-1114	・り災証明書等 ・本人確認ができる書類
		18	国民健康保険の保険料の減免	減免	【①お住いの住宅に損害を受けた方】 国民健康保険の被保険者について、被害の程度に応じて、保険料の減免措置を講じます。 [要件] 「全壊」= 全額減免 「大規模半壊・中規模半壊・半壊」= 1/2減免 ※罹災証明の交付をもって、減免申請があったものとみなし減免の適用を行います。ただし、市外から転入した避難者の方は、申請が必要です。罹災証明書(コピー可)を持参のうえ、申請をお願いします。 【②被害を受けたことにより事業収入等の減少が見込まれる方】 世帯の合計所得に対し、減収対象所得の割合により、減免対象の保険料額を算出し、前年の合計所得金額の所得要件により減免割合に応じて保険料を減額・免除します。 [要件] (1) 被害を受けたことにより、主たる生計維持者の事業収入等の減少額が前年の事業収入等の3/10以上 (2) 主たる生計維持者の前年の合計所得金額が1,000万円以下 (3) 減少することが見込まれる事業所得以外の前年の所得合計が400万円以下 ※詳しくは、保険医療課までお問い合わせください。 [期間:①②共通] 令和6年1月から令和7年3月分まで	保険医療課	283-7123	※①は申請不要 ただし、市外からの避難者は要申請。 ※②は要申請 ①との併用は不可
		19	後期高齢者医療の保険料の減免	減免	後期高齢者医療制度の被保険者についても、上段の国民健康保険料の減免と同様	保険医療課	283-7123	同上
		20	医療・介護の一部負担金・利用料の免除 ・国民健康保険 ・後期高齢者医療 ・介護保険	免除	次の要件のうち(1)～(5)のいずれかに該当する方は、医療機関等(介護サービス事業所等を含む)窓口での医療費の支払いを求められることはありません。 [要件] (1) 住家の全半壊、又はこれに準ずる被災をした方 (2) 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った方 (3) 主たる生計維持者の行方が不明である場合 (4) 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した方 (5) 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方 [期間] 令和6年9月末まで	保険医療課 長寿介護課	保険医療課 283-7123 長寿介護課 283-7122	
		21	介護保険の保険料の減免措置等	減免	介護保険の被保険者について、被害の程度に応じて、保険料の減免措置が受けられる場合があります。	長寿介護課	283-7122	り災証明書

	22	国民年金保険料の免除等	減免・支払猶予	国民年金保険料の免除・納付猶予等の措置が受けられる場合があります。	金沢北年金事務所 保険医療課	金沢北年金事務所 233-2021 保険医療課 283-7123	マイナンバーカード又は基礎年金番号がわかるもの
	23	放課後児童クラブの保育料の減免	減免	放課後児童クラブの保育料が減免される場合があります。	こども家庭課	283-7155	り災証明書
	24	こども園等の保育料の減免	減免	こども園等の保育料が減免される場合があります。	こども家庭課	283-7155	り災証明書
	25	水道料金等基本料金相当額の免除	減免	水道料金・下水道使用料を減免・減額される場合があります。	上下水道課	283-7106	
	26	災害ゴミ処理料金の減免	減免	災害ゴミを廃棄物処理施設に搬入する際の施設使用料を減免	防災環境対策課	283-7124	
	27	ケーブルテレビ関連	免除	災害により被災された家屋に対しケーブルテレビの撤去工事費や使用料等が免除される場合があります。	情報推進課	283-7112	り災証明書

事項	番号	制度の名称	種別	制度の概要	問合せ先	電話番号	申請に必要なもの
住まいの確保・再建のための支援	28	母子父子寡婦福祉資金の住宅資金	貸付(融資)	災害により被害を受けた住宅の補修、保全、増築、改築等に必要な経費を貸し付けることが出来ます。 (母子家庭・父子家庭・寡婦のみ)	子ども総合センター	283-4320	り災証明書
	29	災害援護資金(災害救助法)	貸付(融資)	災害により負傷又は住居、家財の損害を受けた方に対して、生活の再建に必要な資金を貸し付けます。	健康福祉課	283-7121	
	30	被災者生活再建支援金	給付	災害により居住する住宅が全壊するなど生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して被災者生活再建支援金を支給します。	防災環境対策課	283-7124	り災証明書
	31	市営住宅への一時入居	一時使用許可	災害により居住する住宅にお住まいが出来なくなった方への一時的な住まいとして市営住宅を利用することができます	都市建設課	283-7104	り災証明書
	32	賃貸型応急住宅の供与(災害救助法)	その他	災害により居住する住宅にお住まいが出来なくなった方への一時的な住まいとして賃貸型応急住宅を利用することができます	都市建設課	283-7104	り災証明書
	33	住宅の緊急修理制度(災害救助法)	助成・補助	地震により屋根等に被害が生じた住家に、降雨による雨漏りに対応するため、屋根にブルーシート等をかける場合の費用について補助を受けることができます。	都市建設課	283-7104	
	34	住宅の応急修理制度(災害救助法)	助成・補助	地震により被災した住宅の屋根や壁・窓、台所・トイレなど日常生活に必要な不可欠な部分の修理費用について、補助を受けることが出来ます。	都市建設課	283-7104	り災証明書
	35	危険ブロック塀の除去に関する補助制度	助成・補助	コンクリートブロック塀であって、道路に面して設置されており、倒壊により通行人の安全を脅かす恐れのあるブロック塀の除去に係る費用の一部を補助します。	都市建設課	283-7104	
36	住宅の耐震化事業	助成・補助	住宅の耐震性の向上等を図る改修費用の一部を補助します。	都市建設課	283-7104		

相談窓口	法的トラブル解決のための総合案内	その他	法的トラブルの解決に役立つ法制度や適切な窓口を無料で案内	日本司法支援センター	0570-078374	
	事業資金相談ダイヤル	その他	中小企業、小規模事業者及び農林漁業者向けの融資制度やお申込み手続き等に関する相談	日本政策金融公庫	事業資金相談ダイヤル 0120-154-505	
	こころの健康相談	その他	医師、看護師、保健師、精神保健福祉士、公認心理師などの専門職が相談に対応	石川県こころの健康センター	237-2700	
	人権相談	その他	差別や虐待、プライバシー侵害など、様々な人権問題	みんなの人権110番	0570-003-110	
				女性の人権ホットライン	0570-070-810	
中小企業・小規模事業者を支援するための特別相談窓口	その他	経産省が実施する支援措置(災害復旧貸付の実施、セーフティネット保証4号の適用、既往債務の返済条件緩和等の対応、小規模企業共済災害時貸付の適用など)に関する相談	かほく市商工会	204-6822		